国際海洋法会議における 島嶼問題の論争



寺崎 直通 (海洋政策研究財団特別研究員)

はじめに

筆者が海洋政策研究財団特別研究員として参加した、海洋法に関わる 国際会議における尖閣諸島、沖ノ鳥島、竹島をめぐる島嶼問題につき、 議場での論争点を簡単に述べることとする。この小論を執筆する上で検 討の対象とした国際会議は、以下の三つの国際海洋法会議である 国際会議A

第5回 Law of the Sea Institute Conference "Institutions and Regions in Ocean Governance"

この海洋法問題に関する国際会議は、海洋政策研究財団、米国カ リフォルニア州立大学バークレー校海洋法研究所(Law of the Sea Institute, University of California, Berkeley)、韓国の仁荷大学(Inha University)および台湾の台湾中央研究院(Academia Sinica)が協働 して、2010年10月5日から6日にかけて国際海洋法裁判所で開催され た。

国際会議B

Law of the Sea and Asian Maritime Disputes

Dialogue and Public Conference: Policy Options for Developing a Common UNCLOS Strategy in Asia

この会議は、米国の The Maureen and Mike Mansfield Foundation および後半の Public Conference 部分を香港大学の The Center for Comparative and Public Law が共催し、2011年5月9日から11日に かけて開催された。

国際会議C

第6回 Law of the Sea Institute Conference "The Limits of Maritime

Jurisdiction"

この会議は、米国カリフォルニア州立大学バークレー校海洋法研究所 (Law of the Sea Institute, University of California, Berkeley)と韓国 の Korea Ocean Research & Development Institute (KORDI)が共催 して、2011年11月28日から12月2日にかけて開催された。

これらの国際会議に参加して得た共通の認識は、先ず、これらの会議 全体のテーマ、またはパネルや分科会のテーマはおろか、スピーカー個 人のプレゼンテーションの題目にも島嶼問題が一切挙がっていなかった にもかかわらず、日本の島嶼問題に触れられるという事象が起こり、不 意に尖閣諸島や沖ノ鳥島という文言が発表者の口から漏れてくることが 多々あったことである。

この小論は、上記の三つの国際会議でどのようなバックグラウンドの スピーカー/発言者が、日本の島嶼問題に言及し、その主張を展開した かを検討するものである。

1 沖ノ鳥島

沖ノ鳥島は、国際会議Aの「Ocean Issues in the Polar Regions」の パネルにおいて、National Taiwan Ocean Universityのガウ(Michael Sheng-Ti Gau) 准教授が、「Mechanisms for Settlement of Dispute concerning Encroachment upon the Area by Excessive Continental Shelf Claims」と題したプレゼンテーションの中で言及された。沖の鳥 島への言及は、同パネルのテーマである北極海・南極海問題とは全く関 係が無い唐突な発言であった。同准教授の発言の主旨は次のとおりで あった。すなわち沖ノ鳥島は、国連海洋法条約¹第121条第3項に定義 された「岩」であり、「人間の居住(human habitation)」または「独 自の経済的生活(economic life of their own)」を維持する事ができな い岩であるから、排他的経済水域(EEZ)または大陸棚を持ち得ない と主張したのであった。ただし、日本の同島に対する領有権について は、疑問を提起するものではなかった。同様の発言は、同じ台湾のソン (Yann-huei Song)博士(台湾中央研究院・Academia Sinica)も行っ た。ガウ准教授同様、沖ノ鳥島は、国連海洋法条約第121条第3項に規 定する「人間の居住(human habitation)」、または「独自の経済的生 活(economic life of their own)」という要件を満たさない、「岩」であ るとの主張であった。これらの発言は、当該パネルの主題である北極海・ 南極海問題と無関係な発言であり、且つ時間的な制約から沖ノ鳥島に関 わる島の法的側面、特に第121条の法的概念としてはきわめて不正確な 文言の解釈については、同会議では議論されていない。

沖ノ鳥島については、「海洋法とアジアの海洋紛争」というタイトル のついた南シナ海を議論の焦点とした国際会議Bでも発言があった。南 シナ海における紛争の類似のケースとして尖閣諸島、沖ノ鳥島、竹島も 言及されたのであった。中国を含め南シナ海沿岸国の台湾、ベトナム、 マレーシア、フィリピンと南シナ海利用国である日本、韓国、米国から の少人数の参加者による積極的な対話を呼びかけた会議であり、同条約 第121条の島の制度についての議論も行われた。同会議において、ハワ イ大学のヴァン・ダイク (Jon Van Dyke)²教授は、南シナ海の南沙諸 島 (Spratly Islands) には同条約第121条の規定上、「島」か「岩」か の問題となる「geographical features」が多いとの認識を示した。同教 授は、それらの「geographical features」がそもそも存在しなかったも のとして、関係諸国間でEEZや大陸棚等の境界画定することが望まし いとの考えを示した。

2 UNCLOS第121条3項の解釈

ヴァン・ダイク教授は、国際会議 B の「State of Play: Assessing the Positions of Claimant States and Interested Parties in the South China Sea」と題したパネル討論において「島」とは何かについて説明 した。尖閣諸島については、1895 年当時、鰹節工場が建設され鰹節の

¹ 国連海洋法条約(正式名は「海洋法に関する国際連合条約 United Nations Convention on the Law of the Sea, UNCLOS)は、1982年に採択され、1994年に発効した。

² 過去 Law of the Sea Institute (LOSI)のDirectorも務めたハワイ大学のヴァン・ダイク教授は、2011年11月29日、国際会議Cの会期中に急逝した。同教授は常に、「領海を持ちうる島は全てEEZを持つ」とする自国米国の立場を批判していた。